

# 観応の擾乱後の国大将

——「武家方大將軍」石橋和義考——

水野圭士

「キーワード」①室町幕府 ②守護 ③国大将 ④足利一門 ⑤観応の擾乱

## はじめに

南北朝時代、室町幕府は激戦地域に特別軍事指揮者である国大将を派遣していた。その国大将は一国を超え、活動を行い広域統括者といえる存在でもあった。室町幕府は、観応の擾乱を経て大きく変容し、地方統合でも守護への一元化が指摘される。そのような中で、観応の擾乱以前には地方鎮定で役割を果たしていた国大将は、どのように存在していたのか。観応の擾乱後の国大将について、文和年間に中国地方へ派遣され「武家方大將軍」と称された石橋和義を取り上げ考察する。

室町幕府による地方統合については守護が中心的存在と評価され研究の中心となってきた。その研究状況は、軍事制度の研究も交えた漆原徹氏の一連の研究によって大きく進展した。軍勢催促状や感状の発給といった重

要な活動について、足利一門出身であるか、非足利一門である外様出身であるかによって、守護に権限差があることを漆原氏は指摘された。<sup>(4)</sup> 観応の擾乱以前の初期室町幕府では、足利一門出身守護の優遇、外様出身守護の活動制限という軍事政策が存在したとされたのである。

初期室町幕府の軍事制度に注目し守護制度を考察することは続けられ、所領給付権・軍功注申等の諸権限が、観応の擾乱以降、外様出身守護にも行使が拡大することが明らかにされてきた。<sup>(5)</sup> そのような中で、近年、呉座勇一氏・堀川康史氏・永山愛氏によって、軍事関係文書に対する在地・国人側の主体性を評価することが提示されるようになってきている。<sup>(6)</sup> 呉座氏は中世文書の受益者による当事者主義を発給文書の評価で見落とすべきでない<sup>(7)</sup>とされ、堀川氏・永山氏は軍忠状の証判者や軍勢催促状発給者について国人側の主体性によって選択されているとされた。堀川氏は漆原氏によって外様出身守護の権限制限とみなされた軍忠状の足利一門出身・外様出身両守護による二重証判について、恩賞受給の確実性のために国人側が選択した結果であると新たな評価を下された。<sup>(7)</sup> 南北朝動乱の中で作成された合戦に関わる軍事関係文書について、將軍・守護等上位者からの命令だけでなく、それを受け取る在地・国人側の動きも含んで考察・評価すべきという見方が出されているのである。論者は旧稿で、観応の擾乱以前に石見を中心に活動した国大将上野頼兼を取り上げ考察した。守護とみなされてきた頼兼は、他国守護への下命や隣国国人の指揮といった活動から国大将とみるのが適切とし中国探題足利直冬と交代する形で派遣地方から離任したと論じた。<sup>(9)</sup> 南北朝時代の地方の統合では、国大将といった広域統括者が活躍する場合もあったのである。

その国大将は幕府が分裂した観応の擾乱後にどうなったのか。前記したように室町幕府研究では、観応の擾乱以前・以後で幕府が大きく変容することが共通認識になっている。守護ではない地方での統括者を考察する

ことで、守護・国人双方の動きを含めた考察ができる余地があるだろう。

本論で取り上げる石橋和義は、観応の擾乱後、文和元（一二三二）年一〇月から翌年七月頃まで「武家方大將軍」として中国地方に派遣され活動した。和義を純粹に軍事指揮者とみる見方もあるが、その活動内容<sup>(10)</sup>は複数国の国人と関係を持つなど、国大将としての特徴を持つものであった。広域統括者としての国大将の観応の擾乱後の活動を、和義の後に派遣された中国管領との比較も交えて考察し、評価することを行いたい。観応の擾乱以降の足利一門出身守護・大将と外様出身守護の権限差の解消は戦乱に対処するために行われたと評価される<sup>(11)</sup>。しかし、実際は地方を鎮定するために守護の職権拡大を行い、国大将を派遣したにも関わらず結果からいえば和義による反幕府方の鎮定は成功しなかった。この事例をどう見ることができるか、守護・在地・国人の動きも含め考察することで、地方統合の問題について論じたい。

## 第一章 「武家方大將軍」の活動

### 一 石橋氏の評価

「武家方大將軍」としての石橋和義を論じる前に和義および石橋氏についての先行研究を記しておきたい。石橋和義については、まず小川信氏が細川氏・斯波氏・畠山氏といった足利一門出身守護大名の研究の中で触れられた<sup>(12)</sup>。和義は幕府宿老という扱いを受けたものの、石橋氏については分国形成に失敗し没落した足利一門の一つという評価を小川氏はくだされている。遠藤巖氏は和義の事歴を跡付け、斯波氏一族から独立した石橋氏の家祖が和義であると論じられた<sup>(13)</sup>。そして、石橋氏が大名としてではなく京では儀礼的存在の足利御一家、

東北では京都御扶持衆として存続したという概要をまとめられた。

室町時代以降の石橋氏については、下村信博氏・谷口雄太氏による研究がある。下村信博氏は管領細川氏の接近や各勢力との関係、地方所領といった石橋氏の持つ所縁について考察された<sup>(14)</sup>。谷口雄太氏は室町時代、「御一家」と称される足利將軍家の下で儀礼的存在となった石橋氏を、吉良氏・渋川氏の他の「御一家」を含めて注目された<sup>(15)</sup>。谷口氏は足利將軍を頂点とする武家の身分序列の中で石橋氏が、身分序列上では管領家以上の存在であり、「足利氏の血のスペア」の役割を持ったと評価されたのであった。

小川氏・遠藤氏は南北朝時代に焦点を当て守護大名に発展しなかったことを重視したのに対し、下村氏・谷口氏は石橋氏が室町時代に多彩な交流を持ち一定の役割を持ったことを評価されたといえる。これは守護領国制論にみられる守護大名への発展を重視する見方から、守護以外の存在にも着目する中世後期の武家研究の変化が表れているといえる<sup>(16)</sup>。

ただし、そのような研究の変化でも共通しているのは、石橋氏が足利一門の中でも高い序列にあったこと、その序列上の立場ゆえに期待される役割があったことである。石橋和義は、「足利」とも称された斯波高経の一族として、建武以来、国大将・守護・引付頭人・評定衆と要職を歴任し、南北朝の動乱の中で自身と一族を生き延びさせた。石橋和義は、有力な直義党であったにも関わらず、観応の擾乱中に尊氏党へと転向し引付頭人に就任した<sup>(17)</sup>。強固な分国を持つ存在ではないが、一定の評価を幕府内で持たれた存在であったといえるだろう<sup>(18)</sup>。室町幕府から「武家方大將軍」として中国地方に派遣されたのも、そのためと考えられる<sup>(19)</sup>。

## 二 「武家方大將軍」の活動の広域性

文和元年、中国地方に派遣された石橋和義について、「武家方大將軍」と記してきた。これは次の史料一で、中国地方において山名氏と合戦を行う石橋和義をそう記したものである。

【史料一】「兼綱公記」文和元年十一月十二日条<sup>(20)</sup>

十一月十二日、巷説等（中略）中国辺大略令<sup>レ</sup>属<sup>二</sup>山名右馬権頭<sup>一</sup>之間、武家方大將軍左衛門佐和義入道、  
纔<sup>二</sup>三百騎勢、在<sup>二</sup>備前国<sup>一</sup>云々、所詮南方官軍等、於<sup>二</sup>所々<sup>一</sup>振<sup>レ</sup>威之由有<sup>二</sup>其間<sup>一</sup>、（後略）

史料一は傍線部にあるように、中国地方を制覇しつつある山名氏に対して「武家方大將軍左衛門佐和義入道」＝石橋和義が劣勢という伝聞情報を公家の勘解由小路兼綱が書き記したものである。京の公家による「武家方大將軍」という表記だけでは、それが単なる軍事指揮者であるのか、広域統括者であるのか、もしくは守護をそう記しているだけなのかという問題がある。その点については、佐藤進一氏が広域的な軍事指揮者であった可能性を指摘しつつ、守護も兼ねていないことから軍事指揮者という評価にとどめられた<sup>(21)</sup>。一方、『岡山県史』では、山名氏と合戦を繰り広げる和義について、「山陽道の総大将」と山陽地方幕府軍の総軍事指揮者とみなしている<sup>(22)</sup>。

「武家方大將軍」石橋和義の立場をどうみるのが適切か。その点について次に掲げていく史料二・三を用いて考えを述べたい。

【史料二】「三吉寛弁軍忠状」備後鼓文書<sup>(23)</sup>

三吉小納言房覚弁申軍忠事

去年<sup>文和</sup>十月、自<sup>三</sup>京都御下向之時、令<sup>御</sup>供<sup>以來</sup>、致<sup>忠</sup>之<sup>処</sup>①、山名左馬権頭打<sup>越</sup>備前国取鳥庄<sup>之間</sup>、被<sup>召</sup>向陣<sup>畢</sup>、仍<sup>令</sup>在陣<sup>刻</sup>、備後国御敵上杉修理亮以下凶徒等依<sup>令</sup>蜂起<sup>、打</sup>越備後、可<sup>令</sup>御敵等退治<sup>之由</sup>、自<sup>大</sup>将御方、被<sup>仰</sup>下<sup>之間</sup>②、同十二月十三日惣領三吉備後守秀経相共馳<sup>越</sup>備後、同十六日当国岩成上村於<sup>石</sup>崎河原、致<sup>合</sup>戦忠節<sup>者也</sup>、将又同廿八日馳<sup>参</sup>備前御陣、令<sup>在</sup>陣<sup>畢</sup>矣③、一当年<sup>文和</sup>正月十日備前国迫山合戦、備前備中両国御方軍勢等打負④、及<sup>難</sup>儀<sup>之間</sup>、大将御懸之時、惣領秀経相共入替依<sup>致</sup>軍忠、御敵等引退了、同十五日迄<sup>于</sup>御敵没落之期、令<sup>在</sup>陣、抽<sup>忠</sup>節<sup>之上者</sup>、下<sup>賜</sup>御判、為<sup>備</sup>向後龜鏡、恐々言上如<sup>件</sup>、

文和二年正月 日

〔花押〕  
(石橋和義)

史料二は「武家方大將軍」石橋和義の下で合戦に参加した備後国人三吉覚弁の軍忠状である。証判者が石橋和義であり、動向が敬語で記されていることから、文中で「大将」と記されているのが和義と分かる。史料二から以下のこと記されている。

I…傍線部①から備後国人三吉覚弁が文和元年一〇月の中国地方の派遣以来、和義の下で軍忠に励んでいたこと。

II…傍線部②にある上杉重季<sup>24</sup>の備後侵入により覚弁は和義の命で備後へ向かい、傍線部③からさらに備前へと移動と、一国以上の地域で軍事活動を行ったこと。

Ⅲ・傍線部④から備前国での合戦に備前・備中の軍勢が参加していたこと。

Ⅰ～Ⅲから和義は備前での活動で備後国人を配下にし、そこには複数国の国人が参加していたとみられる。和義の派遣期間、備前・備中・備後には和義とは別人が守護として配置されており、守護とは別に国人を率いていたのであった。

南北朝時代のような流動的な軍事情勢下で、管国外の国人を率いたことを足利一門出身守護・大将の外様出身守護への優越といった特徴的事象とみてよいかには、堀川康史氏による疑問視もある<sup>(27)</sup>。この点についてだが、堀川氏は建武年間作成の石見国人作成軍忠状に外様出身の長門守護厚東氏が証判を握えている事例を論拠とされている。その事例については、まず建武三年四月日付丸毛兼幸軍忠状の場合、石見国は建武政権期の守護高津道性が建武政権に残留し、石見守護を兼ねた国大将上野頼兼が同国へ派遣されたのは建武三年五月という状況であった<sup>(29)</sup>。兼幸はその後、足利尊氏の再上洛に参加しており、在国する石見守護の軍忠状証判を受けられる状況ではなかった。もう一つの事例である建武四（一三三七）年五月日付虫追政国軍忠状についても、石見国人の虫追政国は長門国で活動せよという「御教書」を受けた上で、同国守護厚東氏一族から証判を受けている。外様出身守護によるどちらの証判事例も例外事例なのである。

これに関しては、外様出身守護でも管国外の国人を率いることがあったことが重要ともいえる。ただ、本論が考察する観応の擾乱後には国人指揮の守護一元化が強まると堀川氏もされている<sup>(32)</sup>。そのような守護と国人の関係が強化されるなかでも管国ではない国人を旗下に置く点は、国大将等広域統括者の特性とみてよいのではなからうか。

和義の立場が広域的な軍事指揮者であったか考えるに当たって、他に参照したいのが史料三である。

【史料三】石橋和義預ケ状「出羽家文書」<sup>(33)</sup>

石見国出羽郷事、所預置也、致軍忠者可申与御下文之状、如件、

文和元年十月十七日

沙弥(石橋和義)

君谷彈正忠殿

史料三の発給者について佐藤進一氏は、同史料の写のみ知られていた頃の論考で、人物比定不能としながらも石見国守護であろうと推定された<sup>(34)</sup>。史料三は現在、史料原本の翻刻が『山口県史 史料編中世三』に収録され、花押から発給者が石橋和義であることが判明している<sup>(35)</sup>。史料三は君谷氏に対して所領の臨時給付である預け置きを行いつつ、「致軍忠者」と軍功を挙げることを条件に恒久給付として將軍の「御下文」を与えるつもりとしている。さらなる軍事的忠誠の要求から、石見国人君谷氏が和義の下へ参陣していたことを確定させるものではない。だが、山陽道の備前国での活動を専らにしていた和義が、山陰道の石見国人に文書を発給し、所領給付を行っていたことが史料三から示される。佐藤進一氏は前記したように和義の守護兼摂と広域的な活動に否定的見方をされた<sup>(36)</sup>。実際は本論で取り上げた史料一〜三にみられるように和義は一国を超える活動を行っていた。これは広域的な軍事指揮者として活動していたと評価するのが適切であるだろう。和義は「武家方大將軍」と称された通り、中国地方で広域的な特別軍事指揮者である国大将であったのである。



### 三 「武家方大將軍」と守護

前節では、「武家方大將軍」石橋和義が単なる一軍事指揮者ではなく、広域的な特別軍事指揮者である国大将であったことを論じた。佐藤進一氏が和義を一軍事指揮者と判断された根拠の一つには、守護を兼任した可能性の低いことがあった<sup>(37)</sup>。前掲史料三について述べたところで、佐藤氏が史料三の発給者を石見守護と推定されたことに触れた。和義は石見守護を兼摂していた可能性はある。観応の擾乱後に派遣された国大将である和義の場合、守護とどのような関係にあったのかを論じるために、この問題に着目したい。

石橋和義が石見国守護であったかを考察する関係史料として、史料三の発給翌月、文和元年一月二十五日付足利義詮御判御教書がある<sup>(38)</sup>。同文書中では、石見凶徒退治のために荒川詮頼の派遣されたことが石見国人の周布兼氏に伝達されている<sup>(39)</sup>。派遣された荒川詮頼は守護であったことが考証されているが、和義と詮頼はどのような関係にあったか。この問題を考えるために史料四・五を用いる。

【史料四】 宇都宮運智施行状「備後鼓文書」<sup>(41)</sup>

備後国泉村地頭職<sup>波佐竹四郎次郎</sup>事、任<sup>二</sup>去年二月十五日御下文、可<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>沙<sup>ユ</sup>汰<sup>一</sup>付三吉少納言坊寛弁<sup>二</sup>之状、

依<sup>レ</sup>仰執達如<sup>レ</sup>件、

文和元年十月三日

<sup>(宇都宮運智)</sup>  
沙弥（花押）

岩村禪師御房

ここに掲げた史料四は引付頭人から足利尊氏恩賞宛行の施行を岩松頼宥に命じたものである。文和元年一〇

月三日という発給年月日にあるように、史料三とは同月に発給された文書である。史料四の頼宥は、同年六月、足利義詮から備後へと凶徒退治のために派遣したことを備後国人へ伝達された人物である。<sup>(43)</sup>一国単位の軍事指揮者で施行状の宛所となっていることから、頼宥は備後国守護であった。前節で述べたように備後国人を率いて石橋和義が国大将として活動していたとき、備後には別人が守護として補任されていたのである。別人が守護であった備後に対して、石橋和義が活動していた備前国ではどうであったか。

【史料五】備前守信重請文案「大和大安寺文書」<sup>(44)</sup>

額安寺領備前国金岡東庄事、任<sub>F</sub>被<sub>F</sub>仰下<sub>F</sub>之<sub>F</sub>旨、沙<sub>F</sub>汰<sub>F</sub>付<sub>F</sub>  雑掌<sub>F</sub>訖、以<sub>F</sub>此<sub>F</sub>旨、可<sub>F</sub>有<sub>F</sub>御披露<sub>F</sub>候、恐惶謹言、

観応三年十月十一日

備前守信重判<sup>(45)</sup>

備前国では、ここに史料五として掲げたように、史料三と同月、遵行についての請文を松田信重が提出している。松田信重は観応三年八月に足利義詮から他の案件で遵行を命じられており、史料五も守護の活動であったと評価できる。残る備中も和義の「武家方大將軍」としての活動期間（文和元年一〇月〜文和二年七月）中の観応三年八月・文和二年一二月に秋庭備中守が遵行を命じられている。<sup>(46)</sup>備前・備後の事例からみて和義は備中国守護職も保有していなかったとみるのが妥当であろう。

石橋和義の「武家方大將軍」としての活動期間、中国地方各国では和義以外が守護であったことは、佐藤進一氏がすでに考証されている。<sup>(47)</sup>史料三の発給年月時点でもそうであったのかを史料四・五によって論じたが、

石見でのみ守護を兼任したとは考えられず、史料三も守護ではない立場から発給したものである。

建武三（一三三五）年二月の室津軍議以来、国大将の守護の関係には変遷があった。室津軍議では、基本的に足利一門出身の国大将と外様出身の守護が中国地方に併置されるという形がとられた。<sup>(48)</sup>その後、石見の上野頼兼、日向の畠山直顕と長期間活動する国大将は主要活動国の守護を兼摂することが行われていた。<sup>(49)</sup>和義の場合、室津軍議と違い、中国地方でただ一人の国大将であったが、その一方で一国も守護を兼摂せず、すべて別人が守護に補任されていたのである。これをどうみるべきか「武家方大将軍」石橋和義と守護の関係を次章で検討したい。

## 第二章 「武家方大将軍」と在地

### 一 「武家方大将軍」と守護の所領給付

前章では、「武家方大将軍」と称された石橋和義が、その通称の通り中国地方で広域的に活動した特別軍事指揮者、国大将であったことを論じた。ただし、上野頼兼等の和義以前に中国地方へ派遣された国大将と相違し、一国も守護を兼ねず、すべて別人が守護に補任されていた。国大将と守護の関係は、観応以前であれば守護に軍勢催促を下命した事例があり、<sup>(50)</sup>和義の後に中国地方へ派遣された広域統括者である中国管領は守護に遵行を命じていた。<sup>(51)</sup>観応の擾乱後に派遣された国大将として和義は守護とどのような関係にあったのかを、本節で考察する。

本論では石橋和義と各国守護の関係について、所領給付に注目したい。花田卓司氏は、足利一門出身大将・

守護と外様出身守護の所領給付文書を網羅されて考察を行い、外様出身守護による所領給付が観応の擾乱以降に行われるようになったものであることを示された。<sup>(52)</sup> 外様出身守護も所領給付を行うようになったことが、地方で鎮定を行う国大将にどのような影響を与えていたのであろうか。

その点に関して使用したのが表①である。これは、建武三年二月の室津軍議から中国管領が派遣される文和五(一三五六)年七月の中国管領派遣までの、中国地方における国大将・守護の所領給付事例を一覧表にしたものである。この表から、中国地方での所領給付は観応以前、国大将・中国探題と広域統括者のみが行い、足利一門出身であっても守護の事例は確認されないことが浮かび上がる。別稿を予定しているため詳述は避けるが、このことは四国等の他地方でも同様であった。<sup>(53)</sup> 観応の擾乱以前の中国地方における所領給付は国大将以上の広域統括者のみが行っていたのである。

表①に関してさらに指摘したいのが、石橋和義の活動期間である文和元年一〇月〜文和二年七月、中国地方では国大将と守護の所領給付が並立していたことである。和義の活動の確認されない地域ではあるが、堀川康史氏は、文和年間、出雲国で有力国人の朝山氏が關所処分を行った事例を紹介されている。<sup>(34)</sup> 広域統括者のみが所領給付を行っていた状況から、当該期の中国地方は国大将だけでなく守護・有力国人も行うという多元化した所領給付が行われるようになっていたのである。

所領給付は初期室町幕府のいわゆる尊氏・直義の二頭政治期でも、尊氏のみが恩賞宛行を行ったように、主君としての將軍の専権事項であった。<sup>(55)</sup> それゆえに、国大将以上の広域統括者のみが地方で所領給付を行ったのであろう。それが観応の擾乱以降には守護ひいては有力国人も所領給付を行うようになっていた。その結果、国大将のみが派遣地方で所領給付を行えるという特性は消える結果になった。観応の擾乱後の地方の所領給付

は、国大将と守護による競合関係になっていたのであった。これは守護の求心力を高め、国人の離反を阻止し各国を固めるための措置であったとみられる。その上で軍事に専念し複数国を活動領域とする国大将として石橋和義を派遣し、山名氏といった反幕府勢力を鎮定させようとしたと考えられるだろう。

## 二 「武家方大將軍」・守護と国人

観応の擾乱後、国大将と守護の関係は、管内で競合状態といえる面のあったことを論じた。反幕府勢力に対抗するためにとった体制の結果は、史料一で「中国辺大略令<sup>レ</sup>属<sup>二</sup>山名右馬権頭<sup>一</sup>」しめと山名氏の強勢と「纒<sup>三</sup>三百騎勢、在<sup>二</sup>備前国<sup>一</sup>」りという情報が京に届き、史料二傍線部④では旗下国人からも敗北が記されるという劣勢であった。その後、和義は文和二年七月、上洛した南朝・山名勢に対抗するため畿内へ向かう<sup>(56)</sup>。さらに和義が中国地方を離れた文和三（一三五四）年には、直冬党の中国地方からの上洛を幕府方は許すことになってしまう。守護の職権を拡大し、国大将を派遣したにも関わらず、このような結果となった要因は何があったのであろうか。

まず第一点として、前節で論じた所領給付者の多元化がある。観応の擾乱以降、守護が地方の統合を担う存在へと進んでいったとされる<sup>(57)</sup>。ところが「武家方大將軍」として石橋和義が派遣された中国地方では、軍忠に励んだ国人に所領を与える結果の核となる対象が、国大将と守護、複数いる状態となってしまう。複数いる核の行使する所領給付は表①にみえるようにすべて預け置きと内容上の優劣もなかった。和義と各国守護に連携もみられず、これでは直冬の下で旧直義党も吸収した直冬党に対抗することは困難であったとみられる。

表① 建武3年～文和5年の中国地方守護・国大将所領給付事例

番号	年月日	文書名	形式	対象国	出典	備考
1	建武3 (1336) 年3月8日	桃井義盛預々状	下文	安芸	周防吉川家文書〔南遣四〕282)	中国大将
2	建武3 (1336) 年3月8日	桃井義盛預々状案	下文	安芸	長門毛利家文書〔南遣四〕283)	中国大将
3	建武3 (1336) 年3月8日	桃井義盛預々状案	下文	安芸	長門毛利家文書〔南遣四〕284)	中国大将
4	建武3 (1336) 年3月8日	桃井義盛預々状案	下文	安芸	長門熊谷家文書〔南遣四〕285)	中国大将
5	建武3 (1336) 年3月8日	桃井義盛預々状案	下文	安芸	長門内藤家文書〔南遣四〕286)	中国大将
6	建武3 (1336) 年5月14日	足利直義御判教書	御判御教書	備後	鈴鹿太郎氏所蔵朝山文書〔南遣 中四〕359)	文中で「今河三郎顯氏預置軍忠之仁歟」と国大将今川頭氏による所領給付に触れる
7	建武4 (1337) 年正月11日	上野頼兼預々状	直状	石見	石見内田文書〔南遣 中四〕565)	国大将
8	貞和5 (1349) 年6月20日	某(足利直冬々)預々状写	直状	長門	南山巡符録追加三〔南遣中四〕1717)	『大日本史料』6-12では発給者を長門国守護と推定、守護とするなら中国探題足利直冬が兼務
9	観応元 (1350) 年6月19日	武田氏言預々状	直状	安芸	長門熊谷家文書〔南遣中四〕1830)	守護
10	観応元 (1350) 年7月17日	高師泰書状写	書状	安芸	長門毛利家文書〔南遣中四〕1842)	安芸守護武田氏の關所処分について文中で触れる

親応の擾乱後の国大将（水野圭士）

11	観応元（1350）年8月25日	高師泰書状	書状	備前	中野忠太郎氏所蔵手続（『南遺 中四』1868）	備前守護松田氏の關所処分に ついて文中で触れる
12	文和元（1352）年10月17日	石橋和義預々状	直状	石見	『出羽家文書』（山口県史料料編 中世三J）	国大将
13	文和元（1352）年12月27日	武田氏信預々状	直状	安芸	長門内藤家文書（『南遺 中四』2422）	守護
14	文和元（1352）年12月27日	武田氏信預々状	直状	安芸	長門内藤家文書（『南遺 中四』2423）	守護
15	文和2（1352）年12月27日	武田氏信預々状	直状	安芸	長門内藤家文書（『南遺 中四』2424）	守護
16	文和2（1353）年2月10日	荒川詮頼預々状	奉書	石見	石見庵原文書（『南遺 中四』2437）	守護
※	文和2（1353）年7月18日	朝山景進預々状写	直状	出雲	諸家文書纂所収三刀文書（『南遺 中四』2499）	国人
18	文和2（1353）年11月6日	荒川詮頼預々状	奉書	石見	田中大喜・中島圭一・中司健一・西田友広・渡邊浩貴「益田實氏所蔵新出中世文書の紹介」5（『国立歴史民俗博物館研究報告』212、2017年）	守護
19	文和3（1354）年7月5日	岩松頼春預々状	直状	備後	備後浄土寺文書（『南遺 中四』2623）	守護
※	文和3（1354）年9月26日	朝山景進預々状	書状	出雲	鈴鹿太郎氏所蔵朝山文書（『南遺 中四』2652）	国人
21	文和5（1356）年3月16日	武田氏信預々状	直状	安芸	長門熊谷家文書（『南遺 中四』2809）	守護

6・10・11は発給文書は残存しないが表登載史料から事例の存在を推定できるため載せた。

次に第二点として史料六を取り上げる。

【史料六】岩松頼宥書下「備後浄土寺文書」<sup>(58)</sup>

浄土寺雜掌申、備後国得良郷地頭職事、依<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>要害地、於<sub>二</sub>下地<sub>一</sub>者、預<sub>二</sub>置山内兵庫允通氏<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>限至<sub>二</sub>土  
貢<sub>一</sub>者、無<sub>レ</sub>不法之儀、可<sub>レ</sub>沙汰<sub>二</sub>渡<sub>一</sub>寺家之旨、先日出<sub>二</sub>事書<sub>一</sub>畢、而通氏違<sub>二</sub>背<sub>一</sub>寺家一条、尤無<sub>レ</sub>謂、所詮向  
後所務代事、如<sub>レ</sub>元可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>寺家之沙汰<sub>一</sub>之状如<sub>レ</sub>件、

文和三年十月十七日 頼宥(花押)

史料六傍線部によれば備後国守護岩松頼宥は、浄土寺領備後国得良郷が要害の地であるので備後国人山内通氏へ年貢を浄土寺側に渡すことを条件に預け置いた。だが通氏がそれを守らなかったため預け置きを取消し、浄土寺の下地進止回復を認めている。守護による所領給付が在地で問題となり、給付を行った守護の下へ提訴され、給付が取り消されたのであった。<sup>(59)</sup>

守護による所領給付は、表①—10の事例のように守護の恣意的給付が国人の所領侵害となる場合もあった。<sup>(60)</sup>分国形成や武士の支配の拡大ということで捉えられる所領給付は、在地に混乱を生み出す場合もあったのである。はじめにで触れたように、近年、南北朝時代の合戦では、指揮下にある国人側の主体性にも向けるべきことが指摘される。国人側から見れば、恩賞の混乱、結集する核の多元化は、地方における幕府方の求心力を低下させたであろう。

このように「武家方大將軍」石橋和義による鎮定が失敗した要因について取り上げた。多元化・在地の混乱



と、和義が広域的な軍事指揮者であっても地方を広域的に統括するということを行っていないことが挙げられる。観応以前の国大将であれば地方で唯一の所領給付者、守護の優位に立つ活動を行っていた。和義にはそれがなく、国人に対する求心力に乏しい存在となってしまうのである。

### 第三章 「武家方大将軍」の活動基盤

#### 一 国大将の活動基盤

第一章・第二章と「武家方大将軍」石橋和義の活動について述べてきた。和義は国大将として一国を超える広域的な活動を行えたが、観応以前の地方における唯一の所領給付権者という国大将の特性を失っており、それが活動失敗の要因となったと論じた。では、その活動基盤はどうなっていたのか。観応の擾乱以前に派遣された国大将上野頼兼を考察した際、その活動基盤は幕府中央から分属された奉行人・幕府直属御家人であることを指摘した<sup>(61)</sup>。観応の擾乱後の国大将の活動基盤に変容があったのか確認したい。

「武家方大将軍」石橋和義については、活動期間も短期であり、活動基盤について考察する史料はとぼしい。そこで参照したいのが高師泰である。足利一門出身の石橋和義と足利根本被官出身の高師泰とでは、出身が相違するもの<sup>(62)</sup>、両者ともに引付頭人等幕府中央で要職を務めつつ守護としても活動した人物であった。師泰は和義の前任として中国地方へ派遣され中国大将と評価される広域的な活動を行っていた<sup>(63)</sup>。観応・文和と時期の近時さもあり参照できると判断する。

中国大将と研究上で評価される高師泰の下には、幕府奉行人が右筆として分属されていた<sup>(64)</sup>。師泰は幕府奉行

人を引き連れて中国地方で活動していたことが分かる。さらに参考にしたのが次の史料七である。

【史料七】高師泰感状<sup>(65)</sup>

周防国凶徒退治事、被<sub>レ</sub>抽<sub>二</sub>軍忠<sub>一</sub>之由、曾我四郎左衛門尉所<sub>二</sub>注申<sub>一</sub>也、殊以神妙、弥可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>忠節<sub>一</sub>状、依<sub>レ</sub>仰執達如<sub>レ</sub>件、

観応元年十二月七日 越後守<sup>(高師泰)</sup>(花押)

内田左衛門三郎殿

史料七は高師泰が配下で活躍した石見国人の保賀氏に発給した感状である。この史料で重要なのが傍線部の「曾我四郎左衛門尉」である。「曾我四郎左衛門尉」が曾我氏のどの系統の人物かは判然としないが、曾我氏には奉公衆になる一族もおり、その系統の曾我師助は師直の偏諱を受けたとされる<sup>(67)</sup>。師泰旗下で戦功注申を行っていることから幕府直属御家人である「当參奉公」系の曾我氏とみられる<sup>(68)</sup>。師泰は、幕府の「当參奉公」を配下の軍勢にしていたのである。師泰は幕府分属の者を文武両面で活動基盤にしていた。これは前記した観応の擾乱以前の国大将上野頼兼と同様であった<sup>(69)</sup>。

石橋和義は、後年、子息の石橋棟義と共に東北へ奥州大将として派遣される。その活動時、育成した被官を用いた微証はない<sup>(70)</sup>。奥州時からみて中国地方での活動時の和義も同じであったと判断できる。「武家方大将軍」石橋和義は独自の基盤で活動する存在ではなかったと考えられるのである。

## 二 中国管領との比較

観応の擾乱後に派遣された国大将である石橋和義の活動基盤は、観応の擾乱以前の国大将と大差ないものと推定されるものであった。では、和義の次に中国地方へ派遣された広域統括者である中国管領の細川頼之の場合はどうなっていたのであろうか。頼之は直冬党の鎮定に成果を挙げたと評価されている<sup>(71)</sup>。その頼之は中国管領として分国国人を帯同していたことを、論者は別稿で論じた<sup>(72)</sup>。本節では帯同した一族について取り上げ、国大将等の前任者との違いを検討したい。

中国管領細川頼之は実弟の細川頼有を備後守護に補任するよう取り計らっていた<sup>(73)</sup>。これは、一族を派遣地方の守護として置くことで、広域統括者と守護の連携を強化する目的と考えられるが、実弟以外の一族の起用はどうなっていたのか。それについては次の史料八が参考となる。

【史料八】足利義詮御教書写「肥後細川家文書」<sup>(74)</sup>

備中国浅井郷内<sup>畠山丹波守</sup>事、為<sup>二</sup>細河七郎三郎入道義兼勲功地<sup>一</sup>之処、彼跡無主之間、非<sup>レ</sup>成<sup>二</sup>料所<sup>一</sup>、所<sup>レ</sup>諸<sup>論り</sup>

置曾我兵庫助<sup>二</sup>也、早可<sup>レ</sup>打<sup>三</sup>渡下地於彼代官<sup>一</sup>之状如<sup>レ</sup>件、  
貞治四年七月十日

(花押影)  
(足利義詮)

宮下野入道殿

史料八は足利義詮が備中国守護の宮氏信へ遵行を命じたもので、畠山丹波守跡備中国浅井郷を細河七郎三郎入道義兼の勲功地として与えられたところ、義兼の跡が無主であったので曾我兵庫助に預け置くことにしたと

している。本論で取り上げたいのは傍線部である。細河七郎三郎入道義兼については、細川氏の諸系図に名は見えないが、「細河」という名字と史料八が近世肥後細川家の入手した頼有系細川氏の文書中のものであることから、<sup>(75)</sup>細川一族の人間とみてよいだろう。

義兼はいつ「勲功地」として手に入れたのか。史料八で「跡」として記載されている畠山丹波守については、備後・備中で直冬党として活動していたことが確認される。<sup>(76)</sup>これについて小川信氏は、畠山丹波守を直義党であった日向の国大将畠山直頭の弟頼継であると比定している。<sup>(77)</sup>その頼継は直義の熊野参詣供奉人を務めるなど直義党であったことから、<sup>(78)</sup>観応の擾乱以降に所領を闕所にされたとみられる。そのため、義兼への備中国浅井郷の恩賞宛行は観応以降のことと推定される。細川氏と中国地方の關係は、頼之の父細川頼春が備後守護を務めたものの、擾乱以前の貞和五年三月までに離任している。それ以後、細川氏が史料八発給年の貞治四（一三六五）年までに備中国で勲功地を手に入れた可能性があるのは頼之の中国管領在任期以外に存在しない。義兼は頼之の中国管領在任に帯同し戦功を挙げたことで浅井郷を与えられたと考えられるのである。<sup>(79)</sup>

細川一族旧領が頼之の中国管領在任期に由来する可能性を備中国の事例で論じた。このことは安芸についても同様な事例が存在する。

【史料九】足利義満（カ）安堵状写「長門小早川家證文」<sup>(80)</sup>

〔郡名〕  
〔義満カ〕  
〔袖判〕

安芸国豊田郡内造果保除細川淡路守氏之知行分、事、右任、御下文下知状等之旨、小早河安芸守宗平可領掌ニ之状如件、  
応安元年十二月廿六日

史料九は小早川宗平に対して、安芸国造果保を安堵するが傍線部「細川淡路守氏之知行分」は除外するとしている。造果保については、文和三年に小早川氏平に預け置かれて文和年間に何度か小早川氏関係文書に名がみえる<sup>(81)</sup>。造果保地頭職は厳島領でもあったが、応安元（一三六八）年以前に、小早川ないし厳島領として史料に登場するのは、文和三年・延文二年である<sup>(82)</sup>。上記までに細川氏が造果保関係史料に登場したことはなく、造果保内の細川知行分は文和・延文年間から応安元年までの間に設定されたものということになる。当時の細川一族の獲得所領には頼之の分国経営によって手に入れたものが多いと指摘される<sup>(83)</sup>。応安元年までに、細川氏が安芸国に関わったのは、頼之の中国管領期のみであることと合わせると、該当除外は中国管領細川頼之の活動に関係して細川一門である「細川淡路守」が手に入れたものと判断できる。

「細川淡路守氏之」が頼之と関係のあった人物なのかであるが、当時の細川氏には氏之という名の人物がいた。ただ、その氏之は官途名が伊予守であり、延文四年に死去している<sup>(84)</sup>。「淡路守」という官途名を重視すると、淡路守護家が代々淡路守を名乗っている。当時の淡路守護は細川氏春なので、氏之と一字違いになる。史料九は写であるため誤記の可能性を考慮すると、史料九の「細川淡路守氏之」は氏之ではなく氏春の方がより蓋然性が高い。史料九からも頼之が実弟の頼有だけでなく他の細川一族も中国鎮定に引き連れ、帯同一族は中国地方で所領を手に入れていたということが分かる。

上野頼兼といった細川頼之以前に派遣された広域統括者の一族は、軍忠の見知人等を行うなど、手足としての役割を担っていた<sup>(85)</sup>。一方で、活動地域で所領を得ることや、守護に任じられるといったことは確認されなかった。細川重男氏は末期鎌倉幕府と室町幕府の支配層の違いとして、鎌倉は幕府高官であることに依存して

いたのに対して、室町の支配層が分国を基盤にしていたことを挙げられている。<sup>(86)</sup> 師泰や和義は幕府中央での立場を基盤にするという鎌倉幕府的なあり方によって、任地で活動していたといえる。頼之は分国を基盤にしてしたが、帯同した一族・国人に派遣地方で見返りを与えることで、関係を強化していた。広域統括者にとって、派遣地方での恩給をどう有効に使うかも重要なものになっていたのである。

### おわりに

「武家方大將軍」石橋和義に関する考察を通じて、観応の擾乱後の国大将について論じてきた。石橋和義は先行研究では地方に派遣された一軍事指揮者とも評価されてきた。本論で述べたように、和義は複数国の国人に対して関係を持ち、所領給付も行い、守護でもないことから国大将なのであった。観応の擾乱以前の国大将は守護を兼摂することもあったが、和義はそれを行わなかった。それは観応以降、職権の拡大した守護に管内の対処に専念させ、国大将が山名氏といった大規模な反幕府勢力に対応する策の結果とみられる。しかし、和義による反幕府勢力の鎮定は成功せず、反幕府勢力の中国地方からの上洛を許すこととなった。

その背景としては、守護の職権が拡大したことで、所領給付といった国大将の特性が実質的に喪失し、国大将と守護の活動が国内で競合する結果になってしまったことがある。国人にとっては結集する核が複数存在する状態となったのであり、強力な反幕府勢力も存在する中、幕府方の結束を阻害するものでもあった。守護の所領給付は、給付された武士と本所との相論といったような在地の混乱も招いてもいた。足利一門という権威を背景に、軍事のみに傾注するという観応の擾乱後の国大将では対処できない状況になっていたのである。<sup>(87)</sup>

また、国大将は、活動基盤を一族・幕府中央からの分属者に置くというあり方を観応の擾乱勃発後も変えていなかった。それに対して和義の後に中国地方に派遣された広域統括者である細川頼之は、一族・分国国人を帯同し基盤にするというだけでなく、派遣地方で所領を帯同者が入手するようにしていた。広域統括者は派遣地方での勢力拡大を行うことで鎮定の実を挙げるといふものになっていたといえるだろう。

観応の擾乱以降の地方の統合は、従来から指摘される守護への一元化、論者が別論で指摘した広域統括者への一元化という形があった。そして、本論でみたように多元化してしまいうちの場合も存在していたのである。多元化という点を、直冬党や南朝といった室町幕府以外の統合の担い手にも留意しながら考察してみたい。

註

- (1) 吉田賢司「室町幕府論」『岩波講座 日本歴史 第八卷 中世三』(岩波書店、二〇一四年)。
- (2) 堀川康史「南北朝期播磨における守護・国人と悪党事件」『史学雑誌』二二二―二二七、二〇一三年)。
- (3) この見方は幕府―守護体制論として川岡勉氏がまとめられた(同『室町幕府と守護権力』(吉川弘文館、二〇〇二年) 第二部第一章・第二章・第三章〈初出二〇〇〇年、二〇〇一年、一九八六年〉)。
- (4) 漆原徹『中世軍忠状とその世界』(吉川弘文館、一九九八年) 第二部第一章(初出一九八七年)・第二章(初出一九四四年)・第三章(初出一九九二年)。
- (5) 花田卓司「南北朝期室町幕府における守護・大将の所領給付権限」『古文書研究』六六、二〇〇八年)、堀川前掲
- (2)、渡邊元観「軍勢催促状に関する一考察―南北朝期における守護・大将の権限をめぐって」『文学論集』、二〇〇八年)。
- (6) 呉座勇一「室町期の守護と国人―吉田賢司氏の批判と反論に接して―」(『東京大学日本史学研究室紀要』一七、二〇〇八年)。

- 一三年)、堀川康史「北陸道「両大将」と守護・国人―初期室町幕府軍勢制度再検討の試み―」(『歴史学研究』九四、二〇一四年)、永山愛「元弘・建武内乱期における軍事編成―南北朝最初期の軍勢催促状の検討―」(『歴史学研究』九八六、二〇一九年)。
- (7) 堀川氏による漆原説批判について松本一夫氏は、堀川氏の国人の主体性を見過ごしてはならないこと、当該期に「制度」といえる強固なものが存在したかという指摘に賛意を示しつつ、足利一門優遇の「傾向」の存在を提示されている(同『中世武士の勤務評定 南北朝期の軍事行動と恩賞給付システム』(戎光祥出版、二〇一九年))。
- (8) 藤岡大拙・内田文恵「上野氏」(今谷明・藤枝文忠『室町幕府守護職家事典 上』(新人物往来社、一九八八年))。
- (9) 水野圭士「南北朝前期「大将軍」上野頼兼の位置付け」(『日本歴史』七八九、二〇一四年)。
- (10) 佐藤進一「室町幕府守護制度の研究 下」(東京大学出版会、一九八八年) 備前の項。
- (11) 花田卓司「観心・文和年間における室町幕府軍事体制の転換」(『立命館文学』六二四、二〇一二年)。
- (12) 小川信『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年) 序論・第二編第五章第二節。
- (13) 遠藤巖「石橋氏」(今谷明・藤枝文忠『室町幕府守護職家事典 上』(新人物往来社、一九八八年))。
- (14) 下村信博「足利將軍家御一家石橋氏と尾張戸」(富田荘)『名古屋博物館研究紀要』二三、二〇〇〇年)。
- (15) 谷口雄太『中世足利氏の血統と権威』(吉川弘文館、二〇一九年) 第一部第三章(初出二〇一三年)。谷口氏は石橋氏歴代当主や系譜の復元作業も行われている(同「御一家石橋氏歴代当主考」(『古文書研究』七四、二〇一二年))。
- (16) その点については、山田徹「南北朝期の守護論をめぐって」(中世後期研究会編『室町時代研究を読みなおす』(思文閣出版、二〇〇七年))を参照。
- (17) 前掲(13)。
- (18) 山田徹氏は足利一門を名門と非名門に分別され、名門は畿内での合戦や幕府中央要職に起用されたとされる(同「初期室町幕府における足利一門」(元木泰雄編『日本中世の政治と制度』、吉川弘文館、二〇二〇年))。石橋氏は山田氏の整理では足利一門中の名門に属する。
- (19) 和義は室津で備前国大将(『梅松論』)、観心二年正月には回国で禁制を発給しており(『備前安養寺文書』(『南北朝遺文 中国四国編』一九三九)以下、本論では「南遺 中四」と略記)、それを考慮に入れたかとも考えられる。



- (20) 『大日本史料』六一一七、文和元年二月二十六日条。
- (21) 前掲(10)。
- (22) 岡山県史編纂委員会『岡山県史 第四巻 中世Ⅰ』（岡山県、一九八九年）
- (23) 『南北朝遺文 中国四国編』二四三三。
- (24) 史料二傍線部②の「上杉修理亮」について出典の『南遣 中四』では、上杉氏中の誰か比定していない。この人物については、黒田基樹氏が直義側近であった上杉重能の嫡子上杉重季と判断されている（同「基氏期の上杉氏」〈同編『足利基氏とその時代』、戎光祥出版、二〇一三年〉）。
- (25) 石橋和義証判の文和元年二月七日付三吉寛弁着到状（『備後鼓文書』〈『南遣 中四』二四一一〉）では、「去十一月十六日、自備後国、馳参当国備前山口御陣以来」と備後から備後へ参陣したとしている。
- (26) 前掲(10)・備中・備後の項。
- (27) 堀川前掲(6)論文。
- (28) 「安富家文書」七（『県指定中世益田氏関係文書』、益田市立雪舟の郷記念館、二〇〇九年）。
- (29) 前掲(9)。高津氏については田中大喜「石見高津氏の出自と系譜」（『日本歴史』八七三、二〇二一年）も参照。堀川氏は前掲(6)で周防守護大内長弘が石見守護を兼任していると見なされているが、前掲(28)史料で兼幸は「当国（＝石見）守護・目代等」と合戦したとし石見守護と敵対したことを記している。
- (30) 「長門益田家文書八十二」（『南遣 中四』六一四）。
- (31) この「御教書」についてだが、当該期、国大将の軍勢催促状も御教書と称されていたこと（前掲(9)、石見国人に他国の城の警固を命じたものであるから、幕府ではなく、国大将上野頼兼の発給文書である可能性がある）。
- (32) 前掲(6)堀川論文。
- (33) 「出羽家文書」三（『山口県史 史料編 中世Ⅲ』）。
- (34) 前掲(10)石見の項。
- (35) 『花押かがみ 八 南北朝時代Ⅳ』も同じく石橋和義と比定している。
- (36) 前掲(10)。

- (37) 前掲(10)。
- (38) 「萩藩閥録百廿一之一」(『南遺 中四』二四〇一・二四〇三)。
- (39) 『南遺 中四』二四〇三。
- (40) 前掲(34)。
- (41) 『南遺 中四』一三六四。
- (42) 観応二年二月一日付足利尊氏袖判下文(『備後三吉鼓文書』、『南遺 中四』一九六六)。
- (43) 観応三年六月三日付足利義詮軍勢催促状(『長門高洲家文書』、『南遺 中四』二二九五)。
- (44) 『南遺 中四』一三三三。
- (45) 観応三年八月二日付足利義詮御判御教書(『山城田中教忠所蔵文書』、『南遺 中四』一三三六)。
- 引付頭人大高重成奉書(『九条家文書』、『南遺 中四』二五四八)。
- (47) 前掲(26) 備中・備後の項。
- (48) 佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中公文庫、中央公論新社、二〇〇五年、初版一九六五年)。
- (49) 前掲(9)・山口隼正『南北朝九州守護の研究』(文献出版、一九八九年) 日向の項。
- (50) 前掲(9)。
- (51) 後掲(72)。
- (52) 前掲(5) 花田論文。
- (53) 四国の場合、建武から観応までに四国の守護で所領給付を行った事例が確認されるのは細川皇海だが、皇海は土佐で境相論の裁定(暦応三年六月三日付左近将監実綱遵行状「香宗我部家伝証文」、『南遺 中四』九六七)を行い、単純に守護のみの立場であったか疑問がある。花田卓司氏は「一門守護・大将とはされているが、関東の高師冬・上杉憲頭(の)給付事例について「仰」せの主体を足利義詮と判断され守護・大将によるものとは判断されていない(前掲〈5〉花田論文表2)」。花田卓司氏が「一門守護・大将として一括している事例でも、駿河今川氏は正税を恩賞宛行に用いたように国務職を付与された結果のもの、紀伊の畠山国清の事例も国大将であった可能性が小川信氏に指摘されて

いる（小川前掲〈12〉第三篇第二章第一節〈初出一九七七年〉。ただし、小川氏は国清が国大将であったのを建武三年五月までとされ、七月以降は守護として所領給付を行ったとされている）。

(54) 堀川康史「中世後期における出雲朝山氏の動向とその役割」『日本歴史』八二三、二〇一六年。論旨上重要な事例のため表①に堀川氏指摘の事例を載せた。

(55) 尊氏・直義の二頭政治期発給文書に対する総合的な論考として、森茂暁「足利直義発給文書の研究―いわゆる「二頭政治」の構造―」『福岡大学人文論叢』四五―四、二〇一四年）・同「足利尊氏発給文書の研究―室町將軍発給文書体系の成立―」『福岡大学人文論叢』四八―二、二〇一六年）がある。

(56) 『園太暦』文和二年七月一三・二五日条。

(57) 前掲（2）。

(58) 『南遺』中四「二六六四」。

(59) 史料六のような所領給付による混乱については、同様のことが足利尊氏の下でも観応の擾乱時に発生したことを、花田卓司氏が指摘されている（同「観応の擾乱時の恩賞宛行」『日本文化史研究』五〇、二〇一九年）。

(60) この事例は、後年に作成された毛利元春自筆事書案「長門毛利家文書」『南遺』中四「四二六九」で、毛利氏領の守護武田氏による關所処分に対し毛利側の働きでなされたものであることが明記されている。

(61) 前掲（9）。

(62) 龜田俊和『高一族と南北朝内乱―室町幕府草創の立役者―』（戎光祥出版、二〇一六年）。

(63) 前掲（10）。

(64) 表①―10史料を「執筆」した「斎藤七郎入道」は「引付番文」『結城文書』『大日本史料』六一八、康永三年三月二一日条）に幕府奉行人として名前が登載されている。幕府奉行人斎藤氏については森幸夫『中世の武家官僚と奉行人』（同成社、二〇一六年）第二部第一章（初出二〇一一年）を参照。

(65) 『南遺』中四「一九一」。

(66) 周防国には曾我時長といった曾我氏姓の国人は存在する（貞和五年二月二四日付室町幕府引付頭人奉書「東寺百合文書ホ函二五」『南遺』中四「一七七五」）。

- (67) 亀田俊和『高師直「室町新秩序の創造者」』(吉川弘文館、二〇一五年)。
- (68) 高師直が証判を据えた建武五年八月日付小早川氏平軍忠状写(『周防吉川家中並寺社文書』(『南遣 中四』七八九)には、「曾我左衛門尉」が軍奉行として登場しており(前掲〈7〉松本著)、曾我氏と師直一族との関係の深さをうかがわせる。
- (69) 前掲(9)。
- (70) 前掲(12)。
- (71) 小川信『細川頼之』(吉川弘文館、一九七二年)。
- (72) 水野圭士「中国管領細川頼之の総体的把握―四国管領への道程―」(『四国中世史研究』一六、二〇二一年)。
- (73) 前掲(71)。
- (74) 『南遣 中四』三四〇四『永青文庫叢書細川家文書中世編』23号文書で字句修正した。
- (75) 山田貴司「永青文庫所蔵の「中世文書」(熊本大学文学部附属永青文庫研究センター編『細川家文書 中世編』、吉川弘文館、二〇一〇年)。
- (76) 正平六月十八日付岩松頼宥書状「長門毛利家文書」(『南遣 中四』二二六二)、正平六年一〇月二二日付岩松頼宥書状案(『長門福原家文書』『南遣 中四』二二六四)。
- (77) 前掲(12)小川著第三篇第一章第二節(初出一九七六年)。
- (78) 『師守記』康永三年五月一七日条。
- (79) のちに浅井郷のある英賀郡は細川氏の分郡知行地となっている(前掲〈10〉備中の項)。前掲(71)で指摘される細川氏の所領集積方法から考えて中国管領期に由来するのではないか。
- (80) 『南遣 中四』三三八三。史料九については、『南北朝遺文』・『大日本史料』は判を義満としているが、応安元(一三六八)年は義満の判始前であるため某安堵状に変更した。ただし、文書自体は正文であっても、作成年月日と据えられている上位者の花押型にずれのあることがあり、内容・形式からいえば、將軍義満の安堵状にみえる。
- (81) 文和三年一二月二九日付足利義詮預ヶ状写(『周防吉川家中并寺社文書』『南遣 中四』二六九四)・文和三年一二月二九日付某施行状写(『長門小早川家證文』『南遣 中四』二六九五)・文和三年一二月二九日付某施行状写(『長門

小早川家什書』『南遺 中四』二六九六。

(82) 延文二年二月六日付笠間朝清請文案（安藝嚴島文書卷子本）『南遺 中四』二九四九。

(83) 前掲（71）。

(84) 『尊卑分脉』、小川信氏は氏之を讃岐・土佐守護細川繁氏の別名ではないかとされている（同前掲〈12〉第一篇第三章第一節〈初出一九六八年〉）。

(85) 前掲（9）。

(86) 細川重男「摂津と京極―鎌倉・室町兩武家政権支配層の相違点―」（阿部猛編『日本史史料研究会論文集Ⅰ 中世政治史の研究』、日本史史料研究会企画部、二〇一〇年）。

(87) 前掲（72）では、中国管領細川頼之が、派遣地方の統括を自身に一元化することで対処しようとしたことを論じた。

※脱稿後、谷口雄太「石橋和義―栄光と挫折を一身に味わった一門の名門―」（亀田俊和・杉山一弥編『南北朝武将列伝 北朝編』、戎光祥出版、二〇二二年）に接した。石橋和義の生涯をまとめ、論評されており重要だが、本論には反映できなかつた。

Kuni-taisho after Kannou Disturbance: Buke-gata Dai-shogun Ishibashi Kazuyoshi's consideration

MIZUNO Keishi

Nanboku-chō period, the Muromachi Shogunate dispatched a special military commander called Kuni-taisho to region. Kuni-taisho carried out wide-area activities and played an active part in the settlement of the regions. In this paper, Kuni-taisho considered what happened after Kannou Disturbance, when the Muromachi Shogunate changed drastically, using Kazuyoshi Ishibashi as an example.

Kazuyoshi Ishibashi has been evaluated as a clan of shoguns rather than as a daimyo. In previous studies, Kazuyoshi Ishibashi was seen as a mere commander dispatched to rural areas. After confirming Kazuyoshi's activities, he was Kuni-taisho, having relationships with samurai from multiple countries and gave them territory. One of the characteristics of Kazuyoshi was that no country also served as a Shugo. It is probable that this was due to Shugo taking control of each country and Kuni-taisho devoting himself to the settlement of the enemy.

However, Kazuyoshi's military activities were unsuccessful, allowing the enemy to invade Kyoto. The reason is that the Shugo's authority has been strengthened and the characteristics of the Kuni-taisho have been lost. Strengthening Shugo's authority, especially permitting the benefits of the territory, was in conflict with the authority of Kuni-taisho and confused the region. The local samurai were in a situation of choosing whether to belong to Kuni-taisho or Shugo, which also had the effect of disturbing cohesion.

Even after after Kannou Disturbance, Kuni-taisho used staff dispatched from the Shogunate as the basis of his activities. It did not respond to the changing times when it became important to operate on the basis of one's own territory. Due to Kannou Disturbance, Kuni-taisho was dysfunctional. Such dysfunction of Kuni-taisho was also caused

by the change of unification of local integration into Shugo and wide-area managers. Yoriyuki Hosokawa, who was dispatched after Kazuyoshi, coordinated the authority with Shugo and unified it, and as a result, succeeded in settling the region.

（平成二十七年 博士後期課程単位取得退学）